○国土交通省告示第百二十一号

九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、熊本都市バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社及び熊本バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請案（事案番号平二十五第五〇〇一号、平二十五第五〇〇二号、平二十五第五〇〇三号、平二十五第五〇〇四号及び平二十五第五〇〇五号）については、平成二十六年一月三十日付け国運審第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十二号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十六年二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5236号	第一種マスト灯（二重式）	ＮＬ－ＡＭ２	日本船燈株式会社	埼玉県吉川市大字高久555番地
第5237号	第一種舷灯（紅）（二重式）	ＮＬ－ＡＰ２	〃	〃
第5238号	第一種舷灯（緑）（二重式）	ＮＬ－ＡＳ２	〃	〃
第5239号	第一種船尾灯（二重式）	ＮＬ－ＡＴ２	〃	〃
第5240号	第一種白灯（二重式）	ＮＬ－ＡＷ２	〃	〃
第5241号	第一種紅灯（二重式）	ＮＬ－ＡＲ２	〃	〃
第5242号	第一種マスト灯	ＮＬ－ＡＭ１	〃	〃
第5243号	第一種舷灯（紅）	ＮＬ－ＡＰ１	〃	〃
第5244号	第一種舷灯（緑）	ＮＬ－ＡＳ１	〃	〃
第5245号	第一種船尾灯	ＮＬ－ＡＴ１	〃	〃
第5246号	第一種引き船灯	ＮＬ－ＡＹ１	〃	〃
第5247号	第一種白灯	ＮＬ－ＡＷ１	〃	〃
第5248号	第一種紅灯	ＮＬ－ＡＲ１	〃	〃
第5249号	第一種緑灯	ＮＬ－ＡＧ１	〃	〃
第5250号	操船信号灯	ＮＬ－ＭＬ１	〃	〃
第5251号	第一種紅色閃光灯	ＮＬ－ＡＦＲ	〃	〃
第5252号	第一種緑色閃光灯	ＮＬ－ＡＦＧ	〃	〃
第5253号	第二種紅色閃光灯	ＮＬ－ＢＦＲ	〃	〃
第5254号	第二種緑色閃光灯	ＮＬ－ＢＦＧ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

三中ソを削り、ツをソとし、ネからタ′までをツからヨ′までとする。

○近畿地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百七十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市幸町三〇〇番一から同市大畑町三七八番一まで	前	一六・〇〇～一六・三〇メートル　〇・二六四キロメートル
	後	一六・〇〇～二三・〇〇メートル　〇・二六四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　東広島都市計画道路事業三・四・十一号上寺家下見線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県東広島市西条西本町並びに西条町西条東字小西及び字堤之内地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

東九州自動車道　曽於市大隅町岩川字前段一四〇九番二から同市大隅町岩川字鳥居川七八八一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月十二日

○九州地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三号　唐津市相知町長部田字口ノ坪八三〇番八から同市相知町長部田字カコ岩七七四番三まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月十二日

○九州地方整備局告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成二十一年九州地方整備局告示第十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

別表の指定番号二の項指定をした日欄中「平成二十一年二月一日」を「平成二十六年二月一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十六年二月一日から五年間」に改める。